

平成27年第4回西会津町議会臨時会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成27年5月18日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成27年5月18日
2. 閉 会 平成27年5月18日
3. 会 期 1日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

2. 不応招議員

なし

平成27年第4回西会津町議会臨時会会議録

平成27年5月18日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴敬	6番	猪俣常三	11番	清野佐一
2番	三留正義	7番	鈴木満子	12番	五十嵐忠比古
3番	長谷川義雄	8番	多賀剛	13番	武藤道廣
4番	渡部憲	9番	青木照夫	14番	長谷沼清吉
5番	伊藤一男	10番	荒海清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	伊藤勝	建設水道課長	成田信幸
副町長	伊藤要一郎	農林振興課長	玉木周司
総務課長	新田新也	会計管理者兼出納室長	長谷川浩一
企画情報課長	大竹享	教育委員長	五十嵐長孝
町民税務課長	上野善弘	教 育 長	新井田大
健康福祉課長	渡部英樹	学校教育課長	会田秋広
商工観光課長	伊藤善文	生涯学習課長兼公民館長	石川藤一郎

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡部峰明	議会事務局主査	薄清久
--------	------	---------	-----

第4回議会臨時会議事日程（第1号）

平成27年5月18日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 付議事件名報告

日程第4 提案理由の説明

日程第5 議案第1号 西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について

日程第6 議案第2号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第13次）の専決処分の承認について

日程第7 議案第3号 西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の締結について

閉 会

（全員協議会）

○議長 ただいまから、平成 27 年第 4 回西会津町議会臨時会を開会します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○事務局長 報告いたします。

本臨時会に、町長より別紙配布のとおり 3 件の議案が提出され、受理しました。

本臨時会に議案説明のため、町長、教育委員長に出席を求めました。

なお、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、学校教育課長、生涯学習課長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理しました。

以上であります。

○議長 以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、4 番、渡部憲君、8 番、多賀剛君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日 5 月 18 日の 1 日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日 5 月 18 日の 1 日間に決定しました。

日程第 3、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元にお配りの議会臨時会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第 4、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第 5、議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 議案第 1 号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、地方税法の一部改正に伴い改正するものであり、主な改正といたしましては、平成 27 年度以後の年度分

の軽自動車税について適用することとされていた、原動機付自転車及び二輪車並びに農耕作業用等の小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期が1年間延長されたことに伴う措置と、平成27年度税制改正による固定資産税等の特例の延長、また、マイナンバー法の施行に伴う規定の整備等であります。

地方税法の一部を改正する法律が、本年3月31日に可決、公布され、4月1日から施行されたことに伴い、議会を招集する時間的な余裕がありませんでしたことから、地方自治法第179条第1項の規定により、改正法令の公布日と同じ、本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、議会の承認をお願いするものであります。

また、今回の地方税法の改正により、町税条例の一部改正と、昨年6月議会定例会でご議決いただきました町税条例等の一部を改正する条例の一部改正がありますことから、第1条と第2条に分けて、改正条文を作成したところであります。

それでは改正内容についてご説明申し上げますが、併せて条例改正案新旧対照表、第1条による改正及び第2条による改正をご覧いただきたいと思います。

はじめに、西会津町税条例の一部改正であります。

第1条、西会津町税条例の一部を次のように改正する。

第2条は、用語について定める規定であります。番号法、いわゆるマイナンバー法の法律改正に伴う所要の措置であります。

第31条の規定は、法人町民税の均等割の税率を定めた条項であります。均等割の税率適用区分である資本金等の額に係る改正に伴うものであります。

第36条の2は、法人町民税の申告を定めた条項であります。マイナンバー法による法律番号の整備についてであります。

第49条は、法人の町民税の申告納付を、第51条は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続きを定めた条項であります。ともに法人税法改正に伴う所要の措置であります。

第54条は、町民税の減免を定めた条項であります。個人番号又は法人番号等の規定の整備であります。

第58条は、固定資産税の非課税の規定の適用を受けようとする者がすべき申告を、第6条は固定資産税の非課税の規定の適用を受けなくなった固定資産の所有者がすべき申告を規定したものであります。法律の条ずれに伴う改正であります。

第64条の2、第64条の3、第73条、第75条の4、第75条の5、第90条、第91条、第139条の2、第151条、附則第10条の3、附則第22条は、いずれも個人番号または法人番号等の規定を整備するものであります。

附則第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除を定めた条項であります。住宅ローン制度の適用期限延長に伴う改正であります。

附則第9条、9条の2は、個人の町民税の寄附金控除額に係る申告の特例等を定めた条項であります。ふるさと納税制度の申告特例についての規定であり、特例控除額の限度額を個人住民税所得割額の1割から2割に引き上げ、確定申告が不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる制度を創設するものであります。

附則第 10 条の 2 は、地域決定型地方税特例措置いわゆる、わがまち特例について、新たに 4 項目を追加するものであります。

附則第 11 条は、固定資産税の用語の意義を、附則第 11 条の 2 は、土地の価格の特例を、附則第 12 条は、宅地の価格の特例を、第 13 条は、農地の価格の特例を、それぞれ定めた条項であります。今年度評価替えに伴う土地の負担調整措置の仕組みを 3 年間継続するものであります。

附則第 15 条は、特別土地保有税の課税の特例を定めた条項であります。現行の措置を 3 年間延長するものであります。

附則第 16 条は、軽自動車税の税率の特例を定めた条項であります。軽自動車税も普通自動車税と同じように、一定の環境性能を有する 4 輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例、軽減課税が導入されるものであります。

続きまして、第 2 条による改正であります。

これは、冒頭申し上げましたように、昨年 6 月議会定例会でご議決いただきました、西会津町税条例等の一部を改正する条例につきましても、今回の地方税法の改正により改正するものであります。

第 2 条、西会津町税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

改正附則の第 1 条、第 4 条は、平成 27 年度分以後の年度分の軽自動車税について適用することとされていた、原動機付自転車及び二輪並びに農耕作業用等の小型特殊自動車に係る税率について、適用開始時期が 1 年間延長されたことに伴う措置であります。

改正附則の第 6 条は、軽自動車税のグリーン化特例が附則第 16 条に新設されたことに伴う措置であります。

次に、本改正条例の附則であります。

第 1 条は、施行期日を定めるものでありまして、原則平成 27 年 4 月 1 日からとするものであります。第 2 号で規定したものの、これは平成 25 年に国で可決されました、行政手続における特例の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行するものであります。

第 2 条は、町民税に関する経過措置を、第 3 条は、固定資産税に関する経過措置を、第 4 条は、軽自動車税に関する経過措置を、第 5 条は、特別土地保有税に関する経過措置を、第 6 条は、入湯税に関する経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議の上、原案のとおりご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛　これは地方税法の一部が、上位法令が変わったというようなことで、随分いろんなところにこう、影響出て変わってきたなということで、私は理解しました。その中で、まず大雑把、大雑把というか、まずこの地方税法の改正によって、町としていわゆるどれだけ増収になるのか、減収になるのか、その影響額はどのくらいになるのかをまずお尋ねします。

それとあと、軽自動車税。これは四輪軽自動車税に関しましてですけども、今度いわ

ゆる軽減税率が導入されるということでありまして、以前報道等を見たことあるんですが、いわゆる今までも軽自動車協会との、いわゆる取得の際、やり取りがこれから難しく複雑になるんじゃないかということがあったんですが、そういう手続きは、いわゆる軽自動車協会とのやりとりは変わってきたのか、どうなのか。

あともう1つは、ふるさと納税がいわゆる手続き簡素化、特別控除が切り上がって手続きが簡素化されたということでもあります。始まって1カ月半ほどでありますから、そんなに影響はないと思いますが、実際問い合わせ等々は、中身もふるさと納税は今年度から変わるというようなことでありましたので、そういう問い合わせ等々の動きは現在あったのか、その点をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただ今の多賀議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今回の地方税法の改正の中で、町として一番影響のあるものというのは、今ほどありましたように軽自動車税の税額が1年延期されたことに伴いまして、当初予定していた額よりも少なくなるということがあります。具体的には本年4月1日の課税の状況であります。当初課税では約270万ほどみてございました。本来、増額となれば430万ほど増額となる見込みであります。大雑把に差額としては、155万ほどこの制度改正によって少なくなるというような状況であります。それ以外のものの改正につきましては、大きな町に対しての税法の改正に伴う影響というのは、これ以外では少ないというふうに考えてございます。

それから自動車協会との兼ね合いでございますが、特段、情報としてはございませんが、この自動車協会からはいわゆる登録されたものの情報につきましては、やり取りをさせていただいておりますので、今のところ特にこれによって大きく変わるというような情報の情報は入ってございません。従来どおりの形で通知があり、それに伴って課税するというような状況になろうかと思っております。

それからふるさと納税に変わる部分でございます。今の、今回の改正によりましては、いわゆる西会津にふるさと納税をされた方がおられ、それに伴ってこれまでは、その方が、いわゆる国税の確定申告をしないと、ふるさと納税の寄附、寄附金控除という形ではならなかったわけですね。この改正によりまして、今度は町がその相手町村、いわゆるそのお住まいの方、その寄附をされたかたのお住まいの町村のほうに町が通知をしてやり、自動的にそちらのほうの市なり、そちらのほうで本人さんの寄附金の控除をさせてあげるといことで、本人としては何ら手続きはいらない、あくまでも給与所得者のみであります。ただそれ以外の所得がある方については、従来どおり確定申告が必要というようなこととなります。これに関して、今のところ問い合わせ等はございません。

すみません。ふるさと納税の今の変化する部分でちょっと不足、説明漏れでしたが、この改正によっていわゆる寄附の控除額、これまで1割というようなことでありましたが、それが2割に増額される、控除が上がると、引き上がるというようなことでありますので申し添えます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まあ、わかりました。最後のふるさと納税に関しましては、多くの、私も含め

て多くの議員大変注目しているわけですが、今年度から内容を変えて一生懸命取り組むということでありました。そんな中で、その周知方法なんかは、内容のご説明はしましたけども、今までと変わったことは何かなさったのか。議会報告会なんかに行って、私も実際目から鱗のような話を聞いたんですが、私らも外からいただくものなので、外から、外へ向けてのいわゆる情報発信、周知の方法を積極的にやるべきだということを思っていたんですが、実際町民がどういうことをやっているのかわからないでは、自分の親戚やら町外にいる人にアピールできないという話もありましたので、その辺は新年度になってから、どう対応されましたでしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただ今の多賀議員さんのご質問にお答えをいたします。

今年度から、ふるさと納税された方に返礼品ということで、またはPRという部分でございますけれども、現在それに係るチラシ等作成をしております。それをなるべく早急に作りましてケーブルテレビ、それからホームページ、または東京、西会津出身者の方々にダイレクトメールを送ったりというようなことで、これから取り組んでまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、そうしていただきたい。私が申し上げたのは、町民向けにもぜひ、そのアピールをしていただきたい。実家に帰ってきてても意外とその話題になりやすいんです、ふるさと納税というのは。西会津町はどういうことやってんだと。その町民が知らないのではアピールできないという話もありましたので、ぜひ町民向けのアピールも忘れずにやっていただきたいと。以上でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 マイナンバーというのは、まだ私も理解し切れないところでありますが、基本的なこと、個人番号として10月から施行されるということではありますが、国民一人ひとりに番号割り、振り割り、納税実績や年金など社会保障の情報を一元化、管理する制度と、そう述べられておりますが、今具体的な、同僚議員も言うておりますが、もっとわかりやすくこのまとめた中での内容というのはどういうことなのか、教えてください。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただ今ご質問のありました、青木議員さんのご質問にお答えをいたします。

今ほど議員さんからも話がございましたマイナンバー法に伴う個人番号につきましては、ご承知のように10月の1日から通知、各カードを各町民のみなさんに送る形になります。また同時に今ほどの地方税法の改正の中では、法人についてもこれは国税庁の長官が各会社に番号を付番して通知するということで定められております。今まで住民コードという形で付番されているわけですが、全く新たな番号で、個人につきましては12桁の非常に長い番号。それから法人番号につきましては13桁というふうに、個人と法人は全く別なもので取り扱うというようなことであります。それでこのカードの中身であります、住基カード、もちろんお持ちの方はおわかりになるかとは思いますが、

これからのそのマイナンバーカードにつきましては、表面にＩＣチップが入りまして顔写真が付きまゝ。裏面には非常に個人コードの高い、その個人番号が入るということで、例えば何かの商店で身分証明となる場合は、表面だけのコピーは可能です。いわゆるそこに名前であったり、住所であったり、性別であったりというような基本情報が入っています。裏面のコードをコピーすることは、これは法で罰せられるというようなことになっております。例えば何かの登録会員のときに、あなたの身分を確認したいという場合、それを提示すれば可能なことにはなりません。ただそのカードは、あくまでもすべて作らないといけないというわけではなく、ご本人さんの希望によって 28 年の 1 月から交付を開始するというようなこととなります。

それからそのマイナンバー制度によって、どういうふうな利用をされるのかというようなことですが、例えば社会保障の場合、手続きする場合には様々な住民票であったり、所得証明であったり、そういうのを添付しなければなりません。このマイナンバー法によっては自分の 10 月から与えられた番号を、その申請書内に記入することによって、住民票であったり、それから所得証明であったりが省略されるというようなこととなります。なお、そのそれぞれの機関でそういうデータを持っているんですが、国として一括管理、いわゆるこう、結ぶということはしないと、それはセキュリティ上の問題もあります。ただ必要な場合には、その情報を得るために、いわゆる番号を読み替え、なんと言ったらいいんでしょうね、紐付けといいますか、全く同じ番号は使わないで、その方の情報を得るということで、その手続き上、書面等が簡略化される。または災害時の場合、何かその方に何かの怪我をしたとか、何かあったといった場合に国のほうに報告をしなければなりません、その番号を出すことによってそれでその方を特定できるというふうなことで、まだ今、国のほうでも少しそのマイナンバーの部分の事業がちょっと遅れている部分もありまして、また近々説明会もあるわけなんです、基本的な部分ではかなり手続き上の問題であるとか、災害時の、時の場合の対応であるとか、そういった部分で非常に有効的な制度であるというふうな認識をさせていただきます。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫君 まあ、手続きが簡略されるということは理解いたしました。また一方で民間企業にもたらす影響がどのようになるのかという心配もありますから、その点について少しいいのですか。

○議長 6 月の定例会の全員協議会で詳しく説明する予定だそうなので、それでよろしいですか。

10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただ今の説明で、マイナンバー制のことなんですが、いいこと多いというようなことなんですが、先ほど課長も言われましたが、セキュリティの問題が一つ大きくあると思うんですが、町ではそのセキュリティに関してどのような対応をこれから考えておられますか。1 点だけです。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 10 番、荒海議員のご質問にお答えをいたします。

ただ今そのマイナンバーに絡むセキュリティの問題ということでございますが、町

としては、まずそれぞれの部局に、例えば住民票の取り扱いの部局であればそういった情報の漏えい対策ということで、それぞれの関係課の中でセキュリティー対策を定めることとしておりますし、それを国のほうに委員会がございまして、そちらに報告をする。それから国のほうでは、すべてその情報の動きを監視してございます。それで何か異常なことがあれば、必ずそういった指導が入ります。そしてまた、これからの予定であるということであるんですが、マイポータルというふうな制度も、28年以降に始まります。それは具体的に言いますと、自分の与えられた番号から入って自分の情報、例えば住民基本台帳の住民情報であるとか、それから所得の情報であるとか、それが何に使われている、どこの部局で取っているかというのをパソコン上で見ることもできるというようなことであります。そういったことで、国のほうとしても町のほうとしても、また、その使われる本人もすべてその内容が把握できるというような状況になっておりますので、それから先ほどこちよつと説明がなかなか私うまくできなくて申し訳ないんですが、それぞれの部局、例えば年金事務所といったら年金事務所それぞれデータがあります。それを一元化して国が統括したデータバンクという形にすることではない。町は町のデータ、それぞれ年金事務所は年金事務所、必要なときだけ引っ張ってくる。ただそれはあくまでも、例えば私に与えられた個人番号を使うのではなく、その人の情報を紐付けして違う番号で、読み替えてという形で情報を取得するというようなことでありますので、それが別なほうに漏れるというようなことはありません。一応、今わかる範囲のことではありますが、以上のような内容でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 以前からマスコミ等でこのマイナンバー制ですか、これは議論されていたようなんですが、過去には矢祭町では個人番号制ですか、それはやらないというようなことまであったようです。そのためにはセキュリティーに問題があるというようなことで、やらないというようなことであつたかなと思うんですが、今の説明で、まあよくちよつと私もわからないんですが、これからそういうことに対して、セキュリティーに対してやっぱり町でも積極的にそういうことの関わっていかなければ、みなさんにちよつとわかるように説明していただければと思います。以上です。

○議長 いいですね。6月やると言ってますから。ほかに。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 私も1点だけお聞きしたいと思います。

ふるさと納税についてであります。先ほどらい話ありましたように、今度改正により控除額が1割から2割だと。本町の当初予算では100万円の予算で10万円のお礼のほうにも取るというようなことであります。これ3月時点の計画でありますので、今これで改正になって、私も以前にいずれ改正になるんだろうという前提のもとに積極的な取り組みをしてはいかがかというようなこともお話したことがあります。で、今回このような結果になった時点において、この取り組みについて、これは町長にお聞きをしたいんですが、取り組みの姿勢をお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会以降、担当課のみならず町横断的にこれはどういう、例えば返礼品につ

いてでありますけれども、先ほども話し出ましたように、いわゆる西会津町のふるさと納税制度というのはどういうことをやっているんだと、これは町民のみなさんがまず知らなければ、やっぱり他の町村にPRすると言ってもなかなか聞いたときに説明できないのでは困るということです。ただこれは町だけではなくて、いろんな応援のしていただけの人たちが、西会津町はこういう取り組みをしているということを目で見てわかると、あるいはこれからいろんな町のホームページや、そうしたこと、ところを駆使しながらもっと対外的にPRしていこうということで、今取り組みを進めてほぼまとまりつつ、具体的な返礼品も含めてまとまっておりますので、近々その具体的な内容について私のほうに説明があるという話を聞いておりますので、例えば西会津町の返礼品、あるいはそれに変わるものはどういうものなのかということもまず町民のみなさんに、はっきりとわかるように形をもってお示しをしたいというふうに思っています。例えば、あまり豪華なもの云々の問題ではなくて、西会津町の独自の、いわゆるパッケージであったり、そういうものをきちっと形の中で表しながら、なるほどこれ、ある意味ではお徳なのかと、こう思われるような、あるいは他の町村とそんなに大きく変わらなくても、西会津町の独自性がこの中に含まれているんだということもわかるような対応を今取り組んでおりますので、近々議会のほうにも、また町民のみなさんにもお知らせをしてみたいというふうに思っています。

それから当初予算で、取り組む姿勢を数字で表して、それを超えるようにやるべきではないかというような話もございましたけれども、まずこういった取り組みをしながら、年間の中でしっかりとこれが効果性を生んだということをお示しをしていきたいなということでもありますから、当初予算の数字云々ではなくてやっぱり町の姿勢が数字に表れるように、しっかり取り組みを進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 当初予算云々と言われましたけど、当初予算数字そのものが最初の町長の姿勢なんでしょう。だからこれが状況が変われば、それ以上の町長の姿勢を私は見せていただきたかったなというふうに思います

それからですね、今回私ちょっと諸般の事情ということで、在京西会津会行くことはできませんでしたが、出席をされた私の友だちからも電話がきまして、こうこうこういうわけだったと、みんな楽しくやってきたという話を聞きました。そういう中で、ふるさと納税のPRの仕方がまだまだ足りない、在京西会津会の人たちでさえもなかなか、西会津こういうことをやっているのかというようなこと、まあ足りないというようなことの、話の中でそういう話もしたんだというようなことも聞きましたけども、やはり今8番議員のまず地元知っていただく、それは本当に大事なことです。帰省された身内の方にもいろいろPRをしていただくと。その他にやはり今いろんなところで、大きな金額ばかりこだわるつもりありませんけれど、成果をあげているというところについては、マスコミにうまく乗っかっているんですね。納税のした方に返礼品のいろんな中身が紹介されている、インターネット中にそういうところがあるんですね。そういうのを全体であれば国民の方、いろいろ検索をしながら選択をして、されているわけです。ですからやはり大きな、このマスコミに乗っかるようなことも、まあ両面ですね、必要ではな

いのかなというふうに思います。

あと私、提案といいますか、食べ物、飲み物ばかりではなくて、その中にこゆりちゃんグッズとか、そういうのも西会津町だというPRも含めて入れるのも1案かなと思います。町長のほうから一言。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あまり返礼品にこだわることなく、西会津町の特色をやっぱり出していくべきだろうということは正にそのとおりでありますし、また先般の在京西会津会の中でも本来であれば、そのチラシ等の中でその前に、事前にこの取り組みの姿勢をPRできるものがまとまっていれば、本当はそういうところで大いにPRしていくべきだったのかなというふうに思っております。しかしこれもただ来年、再来年で終わるわけではありませんで、これから、今年からしっかりそうした取り組みを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、非常に気のもむようなことだろうと思いますが、インターネットを含めていろんな角度から検討して実績を上げるように取り組んでまいります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の質疑でわかったこと省きますが、まず地方税法の改正ということですが、その背景といいますか、なぜ、例えば軽自動車なんかはやるというのを1年延期したと、あるいは固定資産税の特例の延長という辺りは、その背景を掴んでおるならばお聞かせいただきたいと。町への影響はわかりました。

あとマイナンバーですが、これは6月で詳しく説明していただけるということですが、私、議会にはもちろんでしょうが、町民の方々にやっぱり知らせて理解してもらわなくてはならないと思っております。具体的には6月で聞けばいいでしょうが、例えば振り込み詐欺みたいなようなことが後を絶たないわけではありますが、このマイナンバーになってそういうような危険というか、恐れはないのかと。例えば、全国民に番号をふるということですから、認知症の方々に、精神病の方々とか、いろんな方々にこの番号がふられるということに対して、私はその詳しく知らないで危惧するなんていったらちょっとおこがましいかもしれませんが、そういうような心配がないのかと。ないと、こう断言できるようならそれで結構です。ただ、そういうような何らかの不都合なことが起こった場合には誰がこの責任をとっていくのか。それは最終的には国ということ、制度でありますから国ということなんでしょうが、それを実際、実施する町での仕事の中で、そういうことが起きたとするならば、どういう責任というか、そういうことがあるのかなという気がしました。お答えをさせていただきたいと思っております。

今回の改正で、一応、原案として提出するときには何月何日専決というふうな文言があったような気がしますし、なかったのか、それを、文言を入れなくていいのか。これを見てきますと4月1日から施行と、こうなってますから、これは4月1日から有効だということはわかります。説明を聞いてると、何でこんなこと聞かかという、説明を聞いた3月31で国が決めた。4月1日で町が実施すると。これは本来ならば4月1日で専決処分、ただこういう条例等たくさん改正される場合には、前もって国からこういうことで改正になると、それに合わせて準備しなさいよということでこの条例ができるのか、あるいは1週間とか10日かけなくては、こういう案として処分といいますか、

できないのではないかなというふうな気がしましたので、その専決の、こういう税の改正等のときの、その専決処分の仕方というものを少し説明していただければと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 ご質問のうち、3月31日専決という文言が条例の改正文の中に入っていないというおただしについてお答えをいたします。

あくまでもその条例の内容につきましては議案ではなくて、議案書はその前のページに書いてある議案第1号、これが議案書でございます。今回、専決処分ということで、西会津町税条例等の一部を改正する条例、何ページかにわたって載ってございますけども、これ自体が議案ではないということで、以前から何月何日専決という文言は入れてございません。以上でございます。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただ今のご質問にお答えをいたします。

まず、軽自動車税がらみの1年延期の関係でございます。本来であれば今年度からというようなことでありましたが、急きよ国のほうの中で調整が図れないということで、急きよ1年間延長になったというふうに聞いてございます。それから固定資産税の改正でありますけれども、固定資産税につきましてはこれまでも軽減措置ということでされてございます。さらにまた延長をするというふうな状況となってございます。

それからマイナンバー法の関係であります。10月から各個人にその番号を通知されるわけでありまして、その管理は基本的には個人が管理すると、ただその使うときというのは行政等の手続き、今のところ行政等への手続きだけあります。そういった意味では現在のところ、大きな何か被害を被るというようなことはないかと思っております。あくまでも町側である程度その部分のチェック体制は確保していきたいというふうに考えてございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 じゃあ、総務課長にお答えをしていただきたいと思いますが、いわゆるこういう専決で条例等を改正する場合、日切れ法案ということで、その日にできるのかと、31あるいは4月1日できるのかと、あるいは1週間とか10日かかっているんじゃないか。実際は、どうなんですかということをお尋ねしたいので、平たくお答えしていただきたいと思っております。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えをいたします。

今回の税条例の改正につきましては、県、国をとおして県に準則が流れてきまして、県と何回も町のほうでやり取りをしまして、かなり、結構町の条例を直すには、かなり時間がかかってございます。実際3月31日に可決されましたけども、その後やっぱり10日程度では税条例の改正作業ができなかったということでございます。中には本当に適用の延長とか簡単な改正もございまして、今回の改正については、かなりの時間を要したということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町税条例等の一部を改正する専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第6、議案第2号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第13次)の専決処分の承認についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第2号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第13次)の専決処分の承認についてご説明を申し上げます。

今次の補正につきましては、先の3月議会定例会終了後に額が決定された特別地方交付税及び各種交付金の確定と平成26年度の豪雪により国から臨時道路除雪事業費補助金が交付されることに伴う補正が主なものであります。

これらの額の決定が年度末となったことから、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日付で専決処分により調製いたしましたので、同法同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思えます。

平成26年度西会津町の一般会計補正予算(第13次)は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,754万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ76億8,144万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許費の補正は、第2表繰越明許費補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。2款地方譲与税、1項1目地方揮発油譲与税78万6千円の減、2項1目自動車重量譲与税100万7千円の減、4款配当割交付金、1項1目配当割交付金231万3千円の増、5款株式等譲渡所得割交付金、1項1目株式等譲渡所得割交付金112万8千円の増。

7ページに行きまして、6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金355万円

の減、7款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金668万1千円の減、9款地方交付税、1項1目地方交付税2億1,662万8千円の増は、それぞれ確定によるものであります。このうち地方交付税につきましては特別地方交付税でありまして、本年度の最終交付決定額が5億812万8千円となり、昨年度と比較して7,889万1千円、率にして18.4パーセントの増となったところであります。増額の主な要因であります。除雪経費を含む通常分で2,864万1千円増加したほか、西会津小学校及び中学校校舎の空調設備設置などによる東日本大震災復興分で5,035万5千円増加したことによるものであります。

次に、13款国庫支出金、2項4目土木費国庫補助金1,950万円の追加は、平成26年度の豪雪に伴い、臨時道路除雪事業補助金が新たに交付されることによるものであります。

次に、8ページをご覧ください。8ページは、歳出であります。

2款総務費、1項5目財産管理費2億2,754万5千円の追加は、歳入の補正により出ました剰余分を財政調整基金に積み立てるものであります。これにより平成26年度末の財政調整基金積立残高は、11億3,301万2千円となる見込みであります。

次に、8款土木費、1項2目道路維持費につきましては、歳出の補正はありませんが、除雪費の国庫支出金が追加になったため、それぞれ財源調整を行なうものであります。

次に、4ページに戻っていただきたいと思えます。

4ページは、第2表繰越明許費補正の変更であります。今次の変更は、都市再生整備計画事業の町道上原中央線整備において、降雪により用地測量ができなかったこと、また観光サイン設置事業において、道路管理者である喜多方建設事務所から道路占有許可が下りなかったことによるものであり、補正前の金額1,064万円を1,313万8千円に変更するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉　財調が11億余ということですので、まあ素晴らしいなんていうのはおかしいでしょうが、よく10億以上確保できたなど、こう思っております。今回、特別地方交付税、あるいは国庫支出金ですか、1,950万、除雪ということですが、これは除雪費用の限定かどうか。例えば土木費ですが2目というのかなこれ、道路維持費の中で1,950万が増えるわけですから、除雪じゃなくて除雪で傷んだ道路等の、そういうふうにしてお金が使えないのかということと、それから繰越明許費の補正というのは何だと、こういうわけです。まあ私の記憶で間違いなければ、28年議員やっていますが繰越明許費の補正というのは初めてではないかなと思っておりますが、こういうケースは以前、何年頃あったかと。まあ説明を聞けば除雪でできなかったと、まあもっともな理由ではあります。議会中で、3月議会前ですか、で説明をしなかったということと観光サインなんかは、なぜこういう結果になるのかなと。県との打ち合わせというのが十分でなかったからこうなったのか、まずそこら辺を聞いておきます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 まず繰越明許費の補正はあったのかというご質問でございますが、過去に、ちょっと詳しい資料、手持ちなくて申し訳ございませんが、平成21年か22年度に国の経済対策事業がありまして、その関係で1度あったと。それより古い分につきましては大変申し訳ございませんが、あったかなかったかは今時点では定かではありませんということでございます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 観光サイン事業の繰越の理由ということでございますけども、いわゆる観光サイン事業につきましては、町の公共施設等の案内看板、それを設置して町に来られた観光客のみなさんにいろんな公共施設をご紹介しようというようなことで、そういったものを町内に設置するというので、いわゆるマイロードの交差点付近に設置しようということで年度内に設置を見込んだわけですが、道路管理者である喜多方建設事務所、許可下りなかったということでもありますけども、いわゆる喜多方建設事務所が今度公安委員会の警察のほうに交差点付近の、こういった設置についてということで公安委員会のほうに問い合わせして協議したところ、その位置等がやはり危険、該当するにはもう少し設置場所を検討してくださいというような、そういった指示をいただいたというようなことで、改めてまた場所を選定しなくてはいけなくなったということで、そういった面でもまず建設事務所自体が公安委員会からの許可が下りなかったと、それが建設事務所から町のほうにそういったことで再度設置場所を検討してくださいというようなことで、それが許可下りなかったというような理由になっております。再度場所をこう検討していたわけでもありますけれども、降雪によってその設置場所が十分検討できなかったということで、繰越させていただいたというような状況でございます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 私からは除雪の交付税並びに補助金の関係についてお話を申し上げたいと思います。

平成26年度、例年よりも降雪が多く除雪費がかかったということで、この臨時道路除雪事業費補助金、これ国がそれに対してかかった分の2分の1を補助金という形でいただいたもので、また除雪の通常分についても、交付税の通常分についても除雪費がかかったということでいただいたものでございます。これはいわゆる除雪にかかる費用ということでいただいた内容でございます。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 ご質問の中で繰越明許費の関係につきまして、3月議会定例会の中で報告できなかったのかというご質問がございました。14番議員がおただしのように繰越明許費の補正につきましては、これまでもあまり例がないということはお承知のとおりでございます。それぞれ上原中央線、それから観光サインにつきましての繰越をお願いした理由につきましては、今説明申し上げましたとおりでございますけれども、本来であれば3月議会の最終日に、専決のお願いの際にこの内容についてもお願いを申し上げるところでございましたけれども、私のほうの把握が少し甘かったということでございまして、この点につきましては本来報告すべき点でございましたが、それが漏れてしまったとい

うことで大変申し訳なく思っております。今後このようなことがないように十分に情報を把握いたしまして、専決が必要なものにつきましてはあらかじめお願いを申し上げていきたいということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 除雪費はわかりました。それでは、そのためにきたから限定かどうかという、答えて、肝心なところ答えていません。そのためにきたとは言っていますが、限定して使わなくてはならないのか。例えば道路の改良に使えないのか、このお金でという辺りです。

観光サインだって、高速道路から来たあの四つ角といいますか、あそこら辺で町の案内板どうのこうのという場合も、町で考えたがこれ県から許可がとといいますか、認可とといいますか、承諾得られなかったということがありますので、今の観光サインだって県の県道であるならばやっぱしそこら辺は十分に把握して進んでくれば、こういうことに私はならなかったのではないかなと思っております。まあ、副町長からお話ありましたからこれ以上言いませんが、これ私常に言ってるから今回も言わせていただきます。何で係長がいるんだと、課長補佐がいて課長いるんだと。責任ですよ、責任。今回特に人事異動があつて健康福祉課長だけです、現職がとどまっているというのは。全部あと課長さん変わったし新任になったし、それにつけて課長補佐の人たちも係長も。こういうときこそほど、今までやってた仕事を点検しなくてはならないと、私思ってるんです。本当に前の人やっていたもので、これでいいのか。改善するにはこういう方法がある。そういうのを各課できちっと対応しているならば、していることによって私は行政のレベルが上がるなど。今回もそうですし、いろいろ目に付くような、もう少し配慮するならば、気を遣うようならばこういうこと防げたなどというのが多々、私あるなど思っておりますので、副町長も今度は誕生したわけでありまして、本当にいい仕事をしていただきたいと、それだけで私ら議員はみんな質問、質疑をしているわけですから、それにやっぱし答えていくように努力をさせていただきたいということをお願い申し上げます。

じゃあ、建設水道課長からだけ答えてください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 除雪の今回の補助並びに交付税についてお答えします。

この今回の補助ですが例年はない補助でありまして、平成26年度中にいつもの年よりも除雪費が多くかかったということで、それは大変でしょうということで、国から補助としていただいたもので、既に除雪費として除雪用に使ったお金に対する補助ということでございますので、本当に除雪費、使ったお金、既に使ってしまったお金の補助という形でいただいたものでございますのでご理解いただきたいと思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはわかっているの。もらわなくても使っているんだから、だから例えば道路維持費というような中に入っているんだからそういう道路の維持のために使えないのか。使えないなら使えないではっきりそう言ってもらえば。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 これ26年度の今回補正予算でございまして、実際いつもの年度よりも除

雪費が大変多くかかったということで、既に除雪費としてつかったものに対する補助でございまして、またその分新たに例えば道路維持費なり何なりに使うという形ではなくて、あくまでも26年度の補正の予算でございまして。道路補修なり何なりは27年度の新しい予算ということになりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 俺も長谷沼議員にちょっと似たようなものなんですけど、繰越明許費補正のところで、これ1,318万円補正に同じとなっておりますけど、これどのような事業であったのか俺忘れてしまったものですから、ちょっと教えてほしいと。我々にすれば何か目に見えるような事業やっていないように見えますけど、どうですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 繰越明許費の内容でございまして、今ほどご説明申し上げましたように、まず1点は上原中央線の改良といいますか、新設の事業でございまして。これ3月議会定例会でも繰越明許費の設定をお願いしたところでございましてけれども、その3月の段階では家屋の移転に関する部分につきましてご承認をいただいたということでございまして。その後、先ほども申し上げましたように3月中に用地の測量設計をやる予定でございましたけれども、降雪によってできなくなってしまったということで、その分の事業費も繰越をお願いをしたいということでございまして。

それからもう1点は観光サインでございまして、これも先ほど申し上げましたとおりでございまして、建設事務所との協議がなかなか整わなかったということがございまして、その部分につきましては新たな設置場所を選定してしっかり設置していきたいということでございまして、それについても繰越をお願いしたいということで、今回その繰越明許費の補正をお願いするところでございまして。よろしくお願いたします。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、平成26年度西会津町一般会補正予算(第13次)の専決処分の承認についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、平成26年度西会津町一般会計補正予算(第13次)の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに決しました。

日程第7、議案第3号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負規約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第3号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の締結

についてでございます。

議案の説明に入ります前に、参考資料といたしましてお手元に入札結果を配布してございます。大変申し訳ございませんが、ご訂正方をよろしくお願ひしたいと思います。この入札結果の中の4の入札状況の中の入札者でございますが、武田土建工業株式会社、その下に株式会社相模組とございますが、正式には株式会社相模でございますので、大変申し訳ございませんが、ご訂正方よろしくお願ひします。

それでは、議案第3号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の締結についてご説明をいたします。

はじめに工事の概要等について申し上げます。

本工事は、商業団地のA区画に施設を整備するもので、道の駅にしあいづを利用する方に、農林産物等の販売や地元食材等を使用した飲食を提供することにより、地域の活性化を図る施設でございます。

本工事は建築工事でございますが、その予定価格が6千万円を超えることから、条件付一般競争入札により実施をいたしました。その入札の条件は、町に入札参加資格の申請をしており、福島県の工事等請負有資格業者の建築工事でAランクの登録となっている者で、会津管内に本社、支店、もしくは営業所を構えており、かつ平成20年度以降に鉄骨造りの公共施設を施工した実績のある者といたしました。

その結果、最低の価格で入札した者は、武田土建工業株式会社であり、その価格は2億6,450万円でありました。この入札額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額2億8,566万円で、5月12日に同社代表取締役須藤研二氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は平成28年1月29日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛　この地域連携販売力強化施設を我々も大変期待しているところでありますが、これ3月の入札で不調に終わったということで、今回再入札会をしたということでありますが、落札価格に関しましては3月の応札価格と今回の落札価格、2千万ほどの差があったと聞いております。聞くところによると設計変更をしながらということでありましたが、主な内容は人件費、資材等の高騰による変更だというふうに聞いております。もしこの設計変更の内容が人件、資材等の高騰によってだけならば何でこの2千万もの差が出るのかと。だから3月でいわゆる入札したときの、いわゆる見積りの積算が甘いのではないのかなと、私そういうふうな感じでおりますが、実際のところはどのようなことだったのか、その点をお尋ねします。

○議長　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　ただ今のおただしでございますが、今回の地域連携販売力強化施設、1度3月30日に行いまして、そのときには不調になり、今回の開札により決まったもの

でございます。前回のその入札のときには不調となったわけですが、その後、議員からございましたように人件費また資材の関係、これについてもう1度、設計会社のほうにしっかりと見積もりなり調査をしていただいた上で出していただきたいということをお願いしましたところ、このような形で単価的に増額という形で積算、設計をいただきまして、それに基づき入札をしたものでございます。

今冬、資材等また人件費等、そのやった時点から比べますと、やはりそういう増額なっていたということがしっかりしたものでございますから、今回その設計額により行ったということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 その単価の変更というのは私もある程度理解できますが、まあせいぜい数百万程度であれば当初の見積りよりも上がるのがやむなしという思いでおりますが、この実際2千万も差があったというのは、私はどうしても納得できないんです。本当に一生懸命見積り、積算の段階で設計会社はやっていただいたのかなというのは、甚だ疑問に思うところなんで、その点をもう1度お尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 その積算についてのお答えをいたします。

前回の入札の際にもしっかりとやっていただいておりますが、やはりその中でもやはりかなり高騰していると状況があったというふうに聞いておまして、その時点で若干把握できない点もあったのかなというふうに思います。それを踏まえまして、今回の設計、入札においてはしっかりと積算をしていただいたということでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1点だけお伺いをいたします。

今回2社の応札があったわけなんですが、会津管内では正確には何社くらいこの資格に当てはまる業者がおるのでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回入札の条件といたしまして、町のほうに入札参加の資格の申請をしており、また県のAランクであり、会津管内に会社があるものという条件、プラスですね、平成20年度以降に鉄骨づくりの施工の実績がある者ということでやりました。この内容について、性格に本当に把握しているというわけではございませんが、双方では3社以上あるということで把握をしておりました。そういった中でこの2社が応札をしていただいたという状況でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただ今の、ちょっと答弁聞こえなかったんですが、3社ですか。3社以上があるということですか。そうですか。3社以上の条件付で応札できる会社があったということなんですが、今回2社だけだったというようなこと、これは一般的に広く公募されたわけだと思うんですが、応札された方が2社ということで考えてよろしいですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回は一般競争入札でありますので、広く公告をいたした中で、それを見ていただいて提出いただいたというのが、この2社でございました。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この金額は、不調に終わって2千万多く増えたということらしいんですけど、今後8パーセントから10パーセントになった場合、また補正予算を組むのかと。そうすると何かこれ、入札している意味がなくなってしまうんですよね、しょっちゅう補正、補正を組んでいったらさ。私はそう思うんです。それどう思いますか。今後補正なんか組むことありませんか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ただ今のご質問、多分消費税の関係かなと思います。現在、消費税8パーセントで将来的に10パーセントになる、まあ今のところはっきりしておりませんが、そういう方向があるという中でのご質問ですが、この工事については入札行い、その請負契約を締結した時点の消費税のパーセンテージ、これですっといくということでございまして、もし工事をしている途中に10パーセントに上がったとしてもこの8パーセントの中でできるという形になっています。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 今後、まあどのような経済状況に変わったとしても補正を組むということはないんだと、そういうことですね。はい、わかりました。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私からは1点ほどお尋ねをしたいと思います。

非常に町民のみなさんは、連携販売力施設は非常にこう待ち望んでいるところでありまして、この契約がこのような形で結ばれているということになりました際に、28年の1月まで本当にこう、完成をするのかどうか。そこら辺のところ、何か月くらい遅れての経緯であったのかを含めてお答えをしてみたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この施設の完成ということで、竣工の期限は28年の1月29日ということでございまして、今回確かに入札関係、若干今回不調の関係で遅れておりますが、実際の工事については十分この竣工期限の中でできるというふうに考えております。

○議長 そうではないでしょう。最初とどのくらい遅れているのかと聞いているのじゃないか、最初の計画と。できるのは当然でしょう、それは。最初の予定とどれくらい違うのかと聞いているんでしょう。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 どのくらいの遅れということで、入札の関係でございまして、だいたい1カ月くらいというような形でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 まず最初に提案理由の説明の中では、町長は5千万以上だから議会で議決と、課長の説明では6千万と聞こえましたが、5千万だったのか、俺の聞き違いかな。後でテープは聴いてみますから。

それで、不調に終わってしまったという原因は何だと。これを請け負っても儲けがないからでしょう、端的に言えば。そういうような設計であったと、単価であったと。じゃあこの説明あったと思いますが、もう1回そのお尋ねをしたいわけでありまして、こ

の設計、施工監理する業者の名前、本社がどこにあって西会津の実績があるのかなのか。会津での実績があるのかなのか。やはり今回は設計監理者に私は問題があったのではないかなど。業者でありますから、ありとあらゆるものを手掛けておられるんでしょうが、この設計会社の本来の得意とする分野はどうなんだと、土木か建築か、そこら辺に疑問が湧いてくるわけでありまして。そこら辺で説明をしていただきたいと。

2千万から増えるという、その財源といいますか、国、県からの補助とか財源とか、町の一般財源でこれを全部しなくてはならないのかどうなのか、2千万増えた分は。これだけの2千万も増えるということでの国、県への説明といいますか、それはなされておるのかどうか、そこら辺も合わせてお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 まず初めの予定価格がいくら以上というか、一応5千万とご説明申し上げたと思いますので、それはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

あと次ですね、設計会社の関係についてご説明申し上げたいと思います。今回、設計及び設計監理をいただきます設計会社は、株式会社近代設計というところでございます。本社は東京都にありまして、事業登録、一般建築士等を要する事業所でございます。この施工の状況ですが、主に国関係のものを施工しておりまして、議員申しました会津管内での施工というような実績はございません。

次に2千万増えたときの町の負担ということですが、補助額自体変わらないものですから、残りは起債ということで、起債の償還分が負担に増えるというような状況でございます。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 予算の関係についてのご質問にお答えをいたします。

この事業、26年度の繰越事業でございまして、繰越明許の設定額の範囲内で入札額が済んだということございまして、一応国庫補助約9千万、それで補助裏につきましては起債を充当いたします。一般補助施設等整備事業費の起債を充当するというので、これ国の補正予算でございまして、交付税算入は100パーセントということございまして、ですから事業費が入札によって増えても限度額以内でございまして、予定どおり済むということでございます。以上です。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この施設はコンペというんだっけ、応募してそれに応じて審査をしてこの業者に決定したと、こう思っているわけでありまして、西会津に実績がない、会津でも実績がない。これ私、会津の業界といいますか、業者といいますか、そういう中でのいろんな関わり合いがあったならば、私はこういう結果にはならなかったのではないのか。まあ、東京で全国的に営業しているんでしょうが、落とし穴がここにあったのかなど。土木が専門か、建築が専門かということには答えてもらっていませんが、やはり私は大いにこれ反省しなくてはならないと思いますよ。こういうコンペでやった場合、本当に会津の実績、そういうのを掴んでおられるのか、そこら辺についてどうお考えですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 地域連携販売力強化施設の担当課をしております商工観光課からお答え

したいと思います。

おただしの近代設計でございますが、当初、商業団地A区画施設整備の基本計画を作成したときにコンペ方式を採用いたしました。その中で応募がありましたのが近代設計ということで、その関係で今回の実施設計についても行ったということになります。あとその他、近代設計につきましては現在まちなか再生のほうでやっております野沢まちづくり基本設計等もやっております、一応西会津のほうでは実績があるということもあります。あと近代設計につきましては、主に国道、郡山国道事務所関係とか東北地方整備局関係の事業を展開しているということで、実績には十分問題なかったと思っております。以上でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 実績がないということだったからお尋ねしたわけですが、いずれにしても2千万円、それが純然たる設計の変更をしなくちゃならないということではなくて、人件費と資材の高騰だというわけですから、きちっと把握をしておられるならばこういうことには私はならなかったなど、私もそんなに交際範囲広いわけではありませんが、なかなか今、鉄筋の建物に簡単に応札できないというような話も聞いているんですよ。なかなか今の高騰、あるいは原発がらみの関係が、これから今度オリンピックが出てくる、そういうような関係でなかなか手を挙げたいがなかなか挙げられないような状況だよなんていう話をちょっと聞いたことがありますので、そういうことを考慮に入れながらこういうことのないように、まあ簡単に言えば単純ミスなんだ、こんな人件費、資材高騰なんていうのは、こういうことの2度とないようお願い申し上げます。

○議長 これを質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり。)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町地域連携販売力強化施設整備工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

本臨時会に付議されました事件は、以上をもって審議終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 本臨時議会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

今回の臨時議会につきましては、専決処分そして緊急を要すということで先般、今ほどご指摘ございましたように入札が1回で決まらなくて、そして本日になったことについては、ただ今のご意見十分に拝聴しながらこれを参考に、そして入札にあたっては厳

しく町のほうで反省をしながら取り組んでまいりたいと思います。

今般の議案につきましては、議会のみなさんのご賛同を得まして全議案ともご議決を賜りましたこと、心から厚く御礼を申し上げたいと思います。

これから夏場にかけて暑くなりますが、議員のみなさんのご健勝、ご多幸をお祈り申し上げます、閉会の言葉に替えさせていただきたいと思います。

本日は誠にありがとうございました。

○議長　これをもって、平成 27 年第 4 回西会津町議会臨時会を閉会いたします。

(1 1 時 4 8 分)